

（表）

第 号	
浄化槽法第53条第3項の立入検査員証	
写真 真	
当該行政庁 印	
八・五センチメートル	
五・五センチメートル	

浄化槽法抜すい	
(報告徴収、立入検査等)	
第53条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。	
一 浄化槽管理者	
二 浄化槽製造業者	
三 浄化槽工事業者	
四 浄化槽清掃業者	
五 第10条第3項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士	
六 指定検査機関	
七 第42条第1項第2号又は第45条第1項第2号に規定する指定講習機関	
八 第43条第4項又は第46条第4項に規定する指定試験機関	
2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。	
3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。	
一～十五 (略)	
十六 第53条第2項 (同条第1項第7号又は第8号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。)の規定による検	

査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第2項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第65条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定検査機関又は指定講習機関の役員及び職員は、30万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第53条第2項(同条第1項第7号又は第8号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第2項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。